（参考様式１）

産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表（施行規則第12条）

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 |  |
| 二　削除 |  |
| 三　産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
| 四　産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 |  |
| 五　著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 |  |
| 六　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。 |  |
| 七　産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 |  |

（参考様式２）

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（個別基準）対照表（施行規則第12条の２）

○汚泥の脱水施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 |  |

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 　施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。 |  |

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。 |  |
| 二　天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。 |  |

○廃油の油水分離施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。 |  |
| 二　施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造されていること。 |  |

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 　第２項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする）の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。 |  |

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。 |  |

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設（固型化燃料施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。 |  |
| 二　破砕した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固型化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。 |  |
| 　イ　定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。 |  |
| 　ロ　設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。 |  |
| 　ハ　次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。 |  |
| 　　(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 |  |
| 　ニ　圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| 　　(1) 常時換気することができる構造であること。 |  |
| 　　(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。 |  |
| 　ホ　圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| 　　(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| 　　(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。 |  |
| 　ヘ　圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の１日当たりの処理能力に相当する数量に７を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |
| 　　(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。 |  |
| 　　(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。 |  |
| ト　圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の１日当たりの処理能力に相当する数量に７を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
| 　　(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 |  |
| 　　(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。 |  |

○別表第３の３に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 　第２項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。 |  |

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

|  |  |
| --- | --- |
| 技　術　上　の　基　準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。 |  |
| 　イ　ばい焼温度がおおむね摂氏600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。 |  |
| 　ロ　ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加温装置が設けられていること。 |  |
| 二　ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。 |  |

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

|  |  |
| --- | --- |
| 　第２項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、次のとおりとする。 |  |
| 一　高温熱分解方式の施設にあっては、第３項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。 |  |
| 　イ　分解室の出口における炉温がおおむね摂氏900℃以上状態でシアン化合物を分解することができるものであること。 |  |
| 　ロ　分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 |  |
| 　ハ　分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。 |  |
| 二　酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。 |  |

（参考様式３）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（施行規則第12条の６）

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 |  |
| 二　施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 |  |
| 三　産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |  |
| 四　施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 |  |
| 五　産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 六　蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |  |
| 七　著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 八　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 |  |
| 九　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の２第１項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、３年間保存すること。 |  |

（参考様式４）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（個別基準）（施行規則第12条の７）

○汚泥の脱水施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。 |  |
| 二　汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 |  |

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。 |  |
| 二　施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。 |  |

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 　定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。 |  |

○廃油の油水分離施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 |  |
| 二　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |  |

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 |  |
| 二　廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。 |  |
| 三　廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 |  |

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |

○廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設（固型化燃料施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 二　破砕した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあっては、次によること。 |  |
| 　イ　成形設備にあっては、次によること。 |  |
| 　　(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。 |  |
| 　　(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。 |  |
| 　　(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。 |  |
| 　　(4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 　ロ　冷却設備にあっては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。 |  |
| 　　(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 　　(5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。 |  |
| 　ハ　圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次によること。 |  |
| 　　(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。 |  |
| 　　(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。 |  |
| 　ニ　圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ハの規定に例による。 |  |
| 　ホ　搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。 |  |
| 　ヘ　保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適正に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 　ト　圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次によること。 |  |
| 　　(1) 保管設備内を常時換気すること。 |  |
| 　　(2) 保管期間がおおむね７日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。 |  |
| 　チ　圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。 |  |
| 　　(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。 |  |
| 　　(2) 容器中に圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 　　(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。 |  |
| 　リ　圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあっては、次によること。 |  |
| 　　(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 　　(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていること。 |  |
| 　ヌ　圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の２第９項第２号ヘの規定による保管設備に保管する場合にあっては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。 |  |
| 　　(2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 　　(3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に測定すること。 |  |
| 　　(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。 |  |
| 　ル　圧縮固化した廃プラスチック類を第12条第９項第２号トの規定による保管設備に保管する場合にあっては、トの規定にかかわらず、次によること。 |  |
| 　　(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。 |  |
| 　　(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 　　(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。 |  |
| 　　(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 　　(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。 |  |
| 　ヲ　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |  |
| 　ワ　圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。 |  |

○別表第３の３に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 　第２項第２号の規定（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。 |  |

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 　第２項第２号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）、第３項第２号（施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと）及び第４条の５第１項第２号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次のとおりとする。 |  |
| 一　ばい焼室の温度をおおむね摂氏600℃以上にした後、汚泥を投入すること。 |  |
| 二　ばい焼に当たっては、ばい焼温度を前号に掲げる温度異常に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 |  |
| 三　ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。 |  |

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

|  |  |
| --- | --- |
| 維持管理の技術上の基準 | 対　応　状　況　等 |
| 一　汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 二　高温分解方式の施設にあっては、第３項第２号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）及び第４条の５第１項第２号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次によること。 |  |
| 　イ　分解室の出口における炉温をおおむね摂氏900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。 |  |
| 　ロ　熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 |  |
| 三　酸化分解方式の施設にあっては、次によること。 |  |
| 　イ　分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 |  |
| 　ロ　シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。 |  |
| 　ハ　酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。 |  |